

みやま市移住定住起業支援補助金制度

みやま市では、本市の雇用の創出による地域経済の活性化及び移住定住の促進を図るため、市内で新たに起業する方を対象に、予算の範囲内において、その経費の一部を補助します。

■補助対象者

【対象者】

対象者	必要な条件
市内在住者、移住後1年未満の者または1年以内に移住する者で、市内で新たに起業を行う者または創業後1年未満の者	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた「創業塾」等を受講すること。

■補助対象となる事業

【補助の主な要件】

- ・市内にお住まいの人、移住して1年未満の人または申請日後1年以内に市外から移住する人。
- ・市内に事業所を設置（開業）して1年未満の者又は申請日後1年以内に設置（開業）することが確実である個人または法人。
- ・税金等の滞納がないこと。
- ・事業に必要な許認可を取得すること。
- ・1週間のうち5日以上、かつ1日4時間以上営業すること。
- ・投資額（創業に必要な資金）の5分の1以上の自己資金を有すること。
- ・産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた創業塾を申請日前1年以内に受講した者若しくは申請日後1年以内に受講を予定している者。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業でないこと。
- ・過去にこの補助制度を利用していないこと。
- ・大企業の直営店となる事業でないこと。
- ・暴力団員及び暴力関係者等反社会的勢力でないこと。

■補助対象経費

- ・店舗等建築費及び改装費（住居部分の工事費及び借入費等は対象外）
 - ・店舗等借入費（事業開始の月から12箇月間）
 - ・設備費（機械装置及び備品等の購入費、12箇月間のリース料等）
 - ・委託費（外部委託費等事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託又は委任するための費用）
 - ・広報費（広報宣伝、パンフレット等の印刷費等）
 - ・商品開発費（試作品、サンプル、パッケージの製作等に係る第三者への外注費等）
- （※詳細は下記＜申請・問合せ先＞にご確認ください。）

■補助金額

補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、下記の表に掲げる額を上限とする。

ただし、「加算要件B」に該当する場合、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額とする。

基本限度額	上限20万円（補助対象経費の1/2）
加算要件 A （①～③の2つ以上該当）	上限50万円（補助対象経費の1/2）
加算要件 B （①～③の2つ以上該当 かつ ④に該当）	上限100万円（補助対象経費の2/3）

① 移住加算

市外から転入後1年未満（申請日時点）の者、または申請日後1年以内に転入する者

② 地域指定加算

指定区域（筑後中央広域都市計画区域における商業地域若しくは近隣商業地域又は大牟田都市計画区域における近隣商業地域）において起業する者

③ 業種加算

日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項に基づき定められる統計基準である日本標準産業分類をいう）に規定する小売業、飲食業、生活関連サービス業に属する業種で起業する者

④ 空き店舗等活用加算

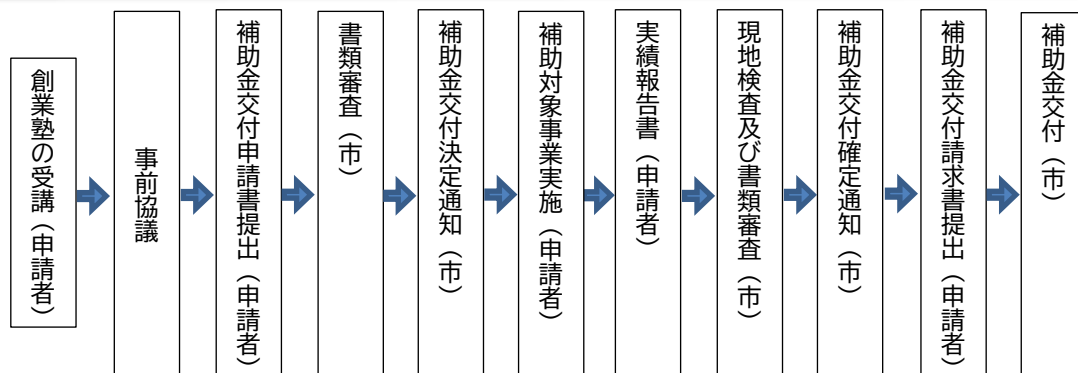
市内において、市内に存在する現に使用されていない居住用又は事業用の建物及びその敷地を活用する者

■申請方法(申請書及び提出書類)

より具体的な協議とするため、当市との事前協議までに、可能な限り次の書類を準備・提出してください。（※必要に応じて、下記以外の書類を提出していただく場合があります。）

- ・移住定住起業支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・新規創業事業計画書（様式第2号）
- ・住民票の写し（移住加算に該当する場合）
- ・産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた創業塾の修了証の写し
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・誓約書（様式第4号）
- ・事業所等の賃貸借契約書の写し（補助対象経費に賃料等を含む場合）
- ・市税等の滞納がないことの証明書（1か月以内に発行されたもの）

■補助金交付までの手続きの流れ



※創業塾については、補助金交付申請後1年以内に受講することも可能

<申請・問合せ先>

みやま市瀬高町小川5（みやま市役所 別館2階）

環境経済部 商工観光課 商工観光係

TEL 0944-64-1523

FAX 0944-64-1546